別紙２

東京都市計画道路の変更（目黒区決定）

東京都市計画道路中、幹線街路補助線街路第５０号線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な通過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	補５０	補助線街路第５０号線	目黒区東山一丁目	目黒区東が丘二丁目	世田谷区下馬一丁目	約 3,630m			15m		

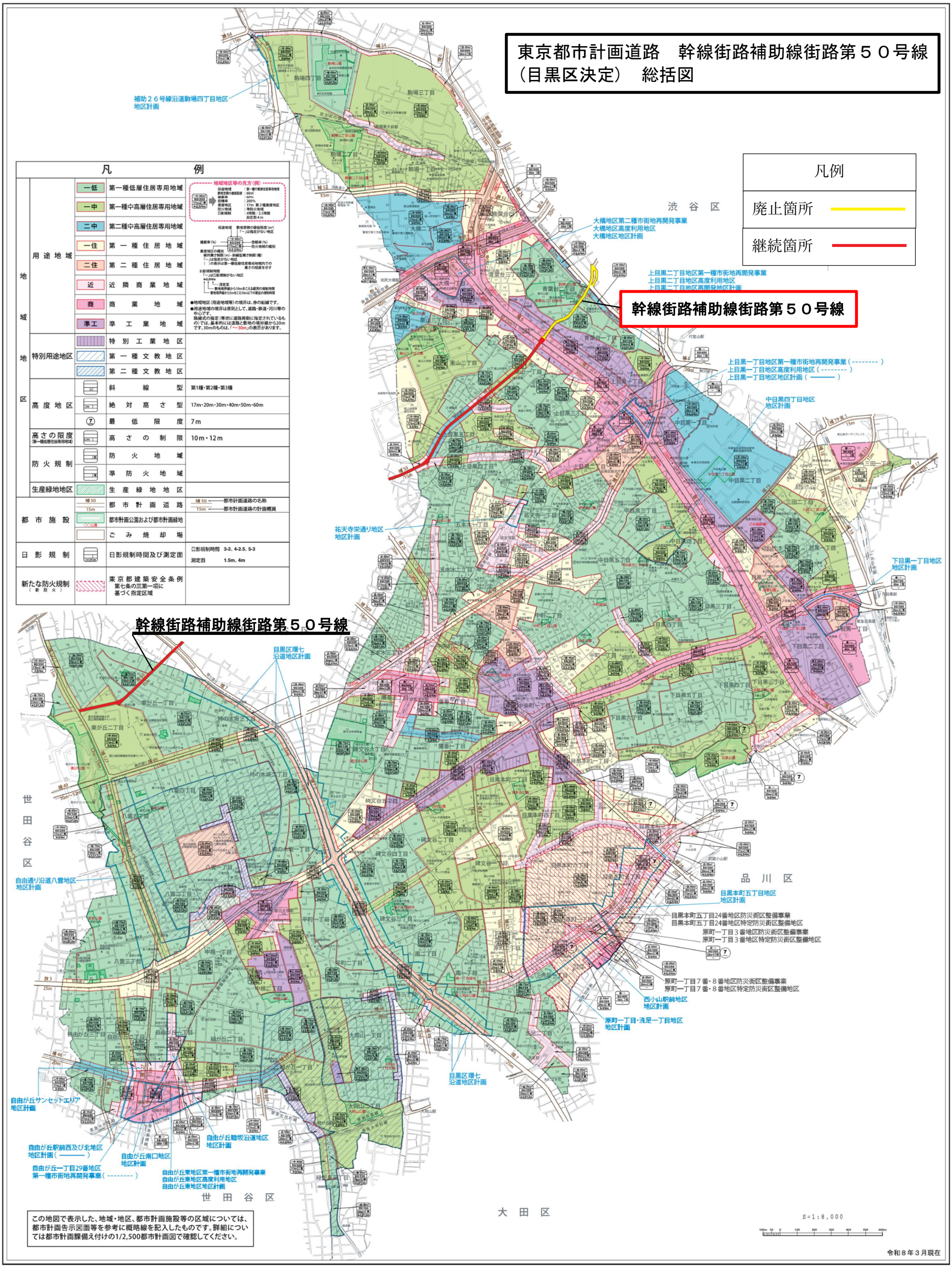
「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由：補助第５０号線の都市計画決定から長期間が経過し、必要性について再検証を行った結果、一部区間について拡幅整備する必要性が確認されなかったため、変更する。

変更概要

名称	変更事項
補助線街路第５０号線	１　起点位置の変更　　渋谷区鉢山町　→　目黒区東山一丁目 ２　延長の変更　　約 4,150m　→　約 3,630m

東京都市計画道路　幹線街路補助線街路第５０号線（目黒区決定）　総括図



凡例

地域地区	用途地域	一低	第一種低層住居専用地域
		一中	第一種中高層住居専用地域
		二中	第二種中高層住居専用地域
		一住	第一種住居地域
		二住	第二種住居地域
		近	近隣商業地域
		商	商業地域
		準工	準工業地域
	特別用途地区		特別工業地区
			第一種文教地区
			第二種文教地区
	高度地区	Q1	斜線型 第1種・第2種・第3種
		Qm	絶対高さ型 17m・20m・30m・40m・50m・60m
		⑦	最低限度 7m
	高さの限度（第一種低層住居専用地域）	10m	高さの制限 10m・12m
	防火規制	1防	防火地域
		1準	準防火地域
	生産緑地地区		生産緑地地区
都市施設		補50 15m	都市計画道路 補50 都市計画道路の名称 15m 都市計画道路の計画幅員
			都市計画公園および都市計画緑地
		ごみ焼却場	ごみ焼却場
日影規制		5h>3m 10h>5m	日影規制時間及び測定面 日影規制時間 3-2、4-2.5、5-3 測定面 1.5m、4m
新たな防火規制（新防火）			東京都建築安全条例第七条の三第一項に基づく指定区域

地域地区等の見方（例）

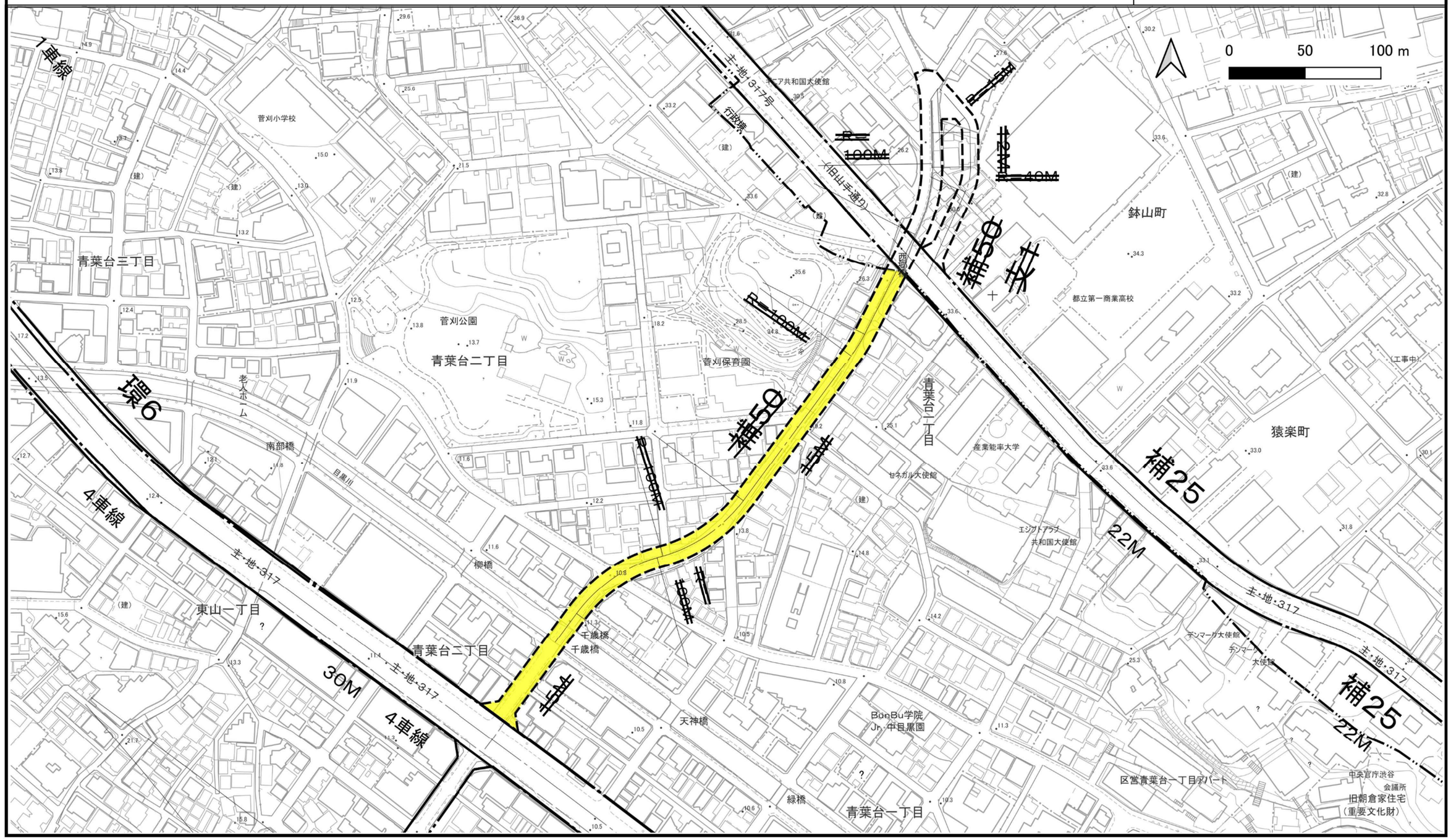
●地域地区（用途地域等）の境界は、赤の細線です。
●用途地域の境界は原則として、道路・鉄道・河川等の中心です。
路線式の指定（帯状に道路両側に指定されているもの）では、基本的には道路と敷地の境界線から20mです。30mのものは「～30m」の表示があります。

この地図で表示した、地域・地区、都市計画施設等の区域については、都市計画告示図面等を参考に概略線を記入したものです。詳細については都市計画課備え付けの1/2,500都市計画図で確認してください。

目黒区都市整備部都市計画課　〒153-8573　目黒区上目黒2-19-15　直通電話03-3715-1111（代表）（令和8年3月作成）

東京都市計画道路　幹線街路補助線街路第５０号線　計画図１　［目黒区決定］

縮尺二千五百分の一



この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図を使用（承認番号：８都市基交測第220号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。この地図の著作権は、東京都及び株式会社ミッドマップ東京に帰属する。
（承認番号）８都市基街都第143号、令和８年７月31日